

3 1 世 監 第 2 0 号
平成 3 1 年 4 月 1 1 日

A 様

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 世田谷区監査委員 | 萩 | 原 | 賢 | 一 |
| 同 | 阿 | 部 | 能 | 章 |
| 同 | 石 | 川 | 征 | 男 |
| 同 | 福 | 田 | 妙 | 美 |

住民監査請求について（通知）

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 付 け 3 0 世 監 第 9 6 号 で 受 け 付 け た 住 民 監 査 請 求 に つ い て は、
下 記 の 理 由 に よ り、却 下 す る こ と に 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

記

地方自治法（昭和 2 2 年 法 律 第 6 7 号）第 2 4 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 住 民 監 査 請 求
は、住 民 に 対 し、地 方 公 共 団 体 の 執 行 機 関 又 は 職 員 に よ る 一 定 の 具 体 的 な 財 務 会 計 上
の 行 為 又 は 怠 る 事 実 に 限 っ て、そ の 監 査 と 非 違 の 防 止、是 正 の 措 置 と を 監 査 委 員 に 請
求 す る 権 能 を 認 め た も の で あり、対 象 と す る 財 務 会 計 上 の 行 為 等 に つ い て は、他 の 事
項 か ら 区 別 し て 特 定 認 識 で き る よ う に 個 別 的、具 体 的 に 摘 示 す る こ と が 必 要 と さ れ て
い る（最 高 裁 判 所 平 成 元 年（行 ツ）第 6 8 号 平 成 2 年 6 月 5 日 第 三 小 法 廷 判 決）。

そ し て、監 査 請 求 の 対 象 が 前 述 の 程 度 に 個 別 的、具 体 的 に 摘 示 さ れ て い な い と き は、
当 該 監 査 請 求 は、請 求 の 特 定 を 欠 く も の と し て 不 適 法 で あり、監 査 委 員 は 当 該 監 査 請
求 に つ い て 監 査 を す る 義 務 を 負 わ な い と さ れ て い る（同 判 決）。

本 件 請 求 に お い て は、本 件 請 求 書 及 び こ れ に 添 付 さ れ た 事 実 を 証 す る 書 面 の 記 載 等
を 総 合 的 に 判 断 す る と、世 田 谷 福 祉 事 務 所 に お け る 生 活 保 護 法（昭 和 2 5 年 法 律 第 1
4 4 号）第 1 2 条 か ら 第 1 8 条 ま で に 規 定 す る 扶 助 に 係 る 申 請 に 対 す る 却 下 通 知 の 全
て を 対 象 と す る も の と 解 さ れ、監 査 請 求 の 対 象 が 個 別 的、具 体 的 に 摘 示 さ れ て い な い
と 認 め ら れ る。

よ っ て、本 件 請 求 は、請 求 の 特 定 を 欠 く も の と し て 不 適 法 で あり、却 下 が 相 当 で あり
る。

監査請求書

平成31年03月15日

世田谷区監査委員 御中

監査請求人 A

〒 (送達住所) 東京都世田谷区

電話番号

監査請求人 A

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話番号 03-5432-1111

被監査請求人 生活支援課全職員

監査対象事務所 全世田谷福祉事務所

行政事件訴訟法第3条各項による提訴準備と致し、地方自治法第242条の2第1項ないし地方自治法第242条第1項は普通地方公共団体であるも、特別地方公共団体へ規定適応により、別紙事実証明書及び、別紙是正関連書類を添え、必要な措置を請求する。

第1請求の趣旨

1 請求の対象課及び対象職員

全世田谷福祉事務所職員

生活保護法第19条第1項によると、福祉事務所は、市区の長が、社会福祉法により配置「課と致し、地方公共団体の職員と致し配置」しているのみであり、全て、市区の地方公務員に該当する。

2 監査請求種別

違法

地方自治法第242条の2第1項による

3 区に生じる損害

生活保護法第12条ないし生活保護法第18条による申請に対し、却下通知の内容で、「局長通知」と有、東京都の監査事務局で話を伺うと、「福祉事務局と、東京都の保護課の事を言って」おり、生活保護法第84条の6台1項によると、「地方厚生局」の記載が有り、是によれば、「福祉事務局(東京都の保護課)の局長通知による、却下通知の発行」を行っており、以下によると、却下通知全て、行政訴訟による取消が、生活保護法第69条第1項により、申請から通知発行処分取

消しないと、刑法第156条第1項の公文書偽造行使罪に該当し、「局長通知」の不作為は東京都によるものであり、先に区に監査を入れないと、地方自治法による、是正の指示による損害賠償等の費用は非常に高くなる。

尚、局長通知が不作為であるのは、地方自治法第2条第9項第1号により、法律により強く拘束されるのが、第1号法定受託事務であり、他、第2号法定受託事務は、都条例等の定めによるものであり、勝手な事を東京都が言っているのみでも、区に損害を来す。

4 措置の請求

日本国憲法第14条第2項により、貴族決定権による、是正の指示を引用し、以下の対応にて、措置を請求する。

一 是正の指示

「是正の指示書」記載通り

地方自治法第251条の7第1項ないし地方自治法245条の7第4項規定
適応

二 改善の為に講ずべき措置

是正の指示に応じない場合は、「改善の為に講ずべき措置書」記載通り

地方自治法第251条の7第1項ないし地方自治法245条の7第4項規定
適応

三 是正の指示勧告

改善の為に講ずべき措置に応じない場合は、「是正の指示勧告書」記載通り

地方自治法第251条の7第1項第1号ないし地方自治法第250条の13第1項ないし地方自治法第250条の13第1項第1号ないし地方自治法第250条の13第1項第2号ないし地方自治法第250条の13第1項第3号ないし地方自治法第250条の13第1項第4号ないし地方自治法第245条の8第2項ないし地方自治法第245条の8第13項ないし地方自治法第245条の8第1項及び地方自治法第245条の8第2項ないし地方自治法第245条の8第3項ないし地方自治法第245条の8第4項ないし地方自治法第245条の8第5項ないし地方自治法第245条の8第6項ないし地方自治法第245条の8第7項ないし地方自治法第245条の8第8項
(地方自治法第250条の13第1項第3号ないし地方自治法第250条の13第1項第4号は、地方自治法第252条の17の4第2項読み替えないし地方自治法第245条の8第12項準用ないし地方自治法第245条の8第2項)

- 1 法定受託事務（生活保護）
- 2 生活保護制度

第3 是正関連書

- 1 是正の指示書
- 2 改善の為に講ずべき措置書
- 3 是正の指示勧告書

添付書類

監査請求書 1通

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所及び電話番号は省略し、氏名は仮名とした。

事実証明書その他の書類の添付は省略した。